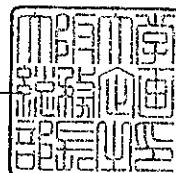




平成23年10月 5日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 岡本真理 殿

大阪大学総務企画部長
中村信



平成23年9月26日付け文書について

まず、交渉ルールについて、貴組合は、これまで大学からの再三の提案に対して、組合として受け入れられない具体的な箇所やその理由等を示されることなく、大阪府労働委員会の初審命令を履行しない限り、交渉ルールに関する話し合いには応じることができないという姿勢を堅持してこられました。

その一環として、標記文書においては、団体交渉のルールが府労委命令の主文第1項に沿った内容のものとなることを貴組合は求めておられますか、この主文第1項はいわゆる抽象的不作為命令に当たるものであって、円滑な団体交渉の遂行にかえって妨げになる、と大学では考えております。このことが、府労委命令に対して、大学が再審査の申立てを行った理由の一つでもあります。

したがって、大学としては、団体交渉の円滑な実施に向けた環境を整備するためにも、まずは労使間で交渉ルールに関する協議の場を持つことを、貴組合には再度提案させていただきたく存じます。

次に、8月10日付け回答に対し、追加で申し入れのありました事項については、以下のとおり回答いたします。

1点目については、8月10日付け回答でもお答えしておりますとおり、大学の構内規制・整備の基本的な考え方、「大阪大学構内交通規制実施規程」に規定しているとおり、本学全体に共通するものであり、これを箕面キャンパスにも適用することは統合前の「大阪大学・大阪外国語大学統合推進協議会」において既に決定されておりますので、入構者の車両入構・駐車整理料の収入・支出につきましても、キャンパス毎に収支管理する仕組みになっておらず、よって箕面地区のみの収支を提示することはできません。

2点目の構内整備費の内訳については、平成22年度分から施設マネジメント委員会に付議され承認されているものであり、それ以前の公式な内訳については存在しないことから、これを提示することはできません。

3点目について、まず、構内整備費の使途などの具体的な整備計画・設計は、施設マネジメント委員会の下に、構内交通安全対策ワーキンググループ（委員として、施設マネジメント委員会委員から各地区1名の教員が選出されている。）を置き、同ワーキンググループで決定しております。スクールバス停設置については、同ワーキンググループにおいて検討され、構内における車両の安全通行の観点から、設置が決定されたものであり、平

成22年度はその必要性等から、他の地区に先駆けて、箕面地区での設置が決まったものです。

なお、平成22年度の構内整備費については、事前許可申請を行った本学教職員から徴収する車両入構・駐車整理料からは支出されておらず、当日一時入構する者から徴収する車両入構・駐車整理料からすべて支出されており申し添えます。

次に、8月31日付け回答に対し、追加で申し入れのありました事項については、以下のとおり回答いたします。

1点目については、当初から全戸調査・点検を目的としておりますので、今回、回答がなかった方々についても、あらためて照会を行うこととしております。

2点目については、現在、引き続き実施中であることから、全戸調査・点検完了後、その結果報告を同宿舎に居住する方に対し、何らかの形でお示しする予定です。

最後に、公務員時代とは異なり、国立大学法人には、文字どおり法人格が認められております。貴組合からの申入書等は、総長（学長）あてとなっておりますが、使用者は法人である大学であって、総長ではありません。

労働組合への回答は、あくまでも大学として行っており、大学の責任とその名において総務企画部長が回答を行うことに何ら問題はないと考えております。

以上